第2回総会議事録 (令和5年8月25日開催)

横浜市中央農業委員会

	横浜市中央農業委員会 第8期第2回総会 議事録					
日時	令和5年8月25日(金)14時00分~16時30分					
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室					
出席者	総委員数 19名					
の状況	出席委員数 19名					
りれれ	欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり					
開催形態	公開(傍聴者0人)					
議題	1 議案					
	第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について					
	第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について					
	第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について					
	第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について					
	第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について					
	第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について					
	第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について					
	第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について					
	2 報告事項					
	第1号 農地法第3条の3の規定による届出について					
	第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について					
	第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について					
	第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について					
	第5号 農業委員会が発行した7月分扱い諸証明の確認について					
	第6号 令和5年度生産緑地地区指定の都市計画変更案について					
	第7号 農地所有適格法人の事業の状況報告について					
	第8号 農業経営計画の認定について					
	第1号議案					
	12番 許可					
	13番 許可					
	14番 許可					
	15番 許可					
	第2号議案					
審議結果	11番 許可相当					
	12番 許可相当					
	第3号議案					
	13番 許可相当					
	14番 許可相当					
	15番 許可相当					
	第4号議案					
	27番 証明交付					

28番 証明交付

29番 証明交付

第5号議案

15番 証明交付

16番 証明交付

17番 証明交付

第6号議案

6番 利用確認

第7号議案

7番 証明発行

第8号議案

19番 協力

議 事

(開会 14時00分)

事務局

事務局より出席状況(出席委員 19 名、欠席委員 0 名)を報告し、法第 27 条第 3 項 の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。

横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。

議長

ただ今から第2回総会を開催します。

本日の議事録署名人は、議席番号2番野路幸子委員、3番飯田清委員にお願いします。

それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。12番について事務局から説明してください。

事務局

申請地は譲受人の所有地に隣接しており、一体で水稲を耕作しています。譲受人世帯の所有農地は、申請地の隣接で、一体として耕作することでより効率的な営農状況となるため、今回の話となりました。

効率利用要件ですが、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地を取得後も家族で自己所有地と一体で引き続き水稲を行う予定とのことです。

常時従事要件については、水稲と露地野菜の管理を、日ごろから行っていますので 問題ありません。また、地域の調和要件についても、譲受人はすでに地元の方であり、 当該地を耕作されていますので問題ありません。

第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議長

12番について地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員

問題ないと考えます。

議長

12番について他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、12番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、12番は許可とします。

続いて、13番について事務局から説明してください。

事務局 こちらは、親から子への世帯内贈与の案件です。譲受人世帯は、港北区内で主にナシやブドウを育てています。申請地では現在、ブドウを栽培されており、今後もその

まま利用されるとのことです。

世帯の経営面積は98aです。譲受人本人は年間300日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和条件についても現在の耕作地のため問題ありません。

第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議長 13番について地区担当の飯嶌推進委員の意見はいかがですか。

飯嶌推進委員 きちんと耕作されている方です。問題ありません。

議長 13 番について他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、13番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、13番は許可とします。

続いて、14番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は申請地周辺で 13a の経営農地で営農されています。農業を縮小したい譲渡 人と拡大希望の譲受人による売買の話がまとまったため申請に至りました。

譲受人の所有農地は水稲、露地野菜畑として全て良好に耕作されています。冬は小 麦を作付けするとのことです。

申請地は水田ですが、譲受人は現在水稲を耕作されていますので技術的な問題はありません。常時従事者は、本人も含め2人です。これらの状況から、申請地も効率的に利用する見込みがあります。

周辺との調和用件について、現在も近隣で耕作しており問題ないと考えられます。 第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議長 14番について地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員 私の農地と隣接している田で耕作されている方です。問題ありません。

議長

14番について他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、14番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、14番は許可とします。

続いて、15番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は当該地から離れた場所に住んでおり耕作できず、当該地の管理を譲受人世帯に依頼している状況です。今後のことも考え、双方が所有権移転を望んだため今回の申請に至りました。

譲受人は市内での耕作実績のない新規就農希望者であり、農地を効率的に利用して 耕作の事業を行うと認められるかについて判断するため、地区担当委員等2名で申請 者世帯の営農について申請者の息子にヒアリングを行いました。金子委員と大塚委員 からそれぞれ鈴木委員、石井委員に引継ぎをしていただいていますのでヒアリングの 結果についてお二人からコメントをいただきたいと思います。

議長

15番について地区担当の石井委員及び鈴木推進委員、これについていかがですか。

石井委員

前委員からヒアリングの状況を聞いています。現地も確認しました。問題ありません。

鈴木推進委員

私も前回担当委員から状況を聞いています。問題ありません。

議長

15番について他の委員の意見、質問等はありますか。

小池委員

譲受人は現在農業経営を行っていないとのことだが、議案書にある従事者数は2人 と記載してあるのはなぜか。

事務局

譲受人が所有地を耕作する場合の農業従事者の数です。

小池委員

3条許可で土地を取得した新規参入者が就農した場合、農業技術をアドバイスするなど、その後をフォローするような体制はあると良いと思います。

事務局

3条許可で農地を取得し、農業に参入する場合について現状では特にありません。

議長

荒地となりそうな場合には、農地パトロールで通知を送ることはあります。その他は地区担当委員に農業技術を教えてもらうなど地区担当委員がその後を見ていくこともあると思います。

齋藤春美

申請者は何歳でしょうか

推進委員

事務局

申請者は81歳ですが、主に耕作する方は59歳です。

議長

他に何か意見・質問はありますか。

無いようですので、15番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(举手)

議長

賛成多数と認め、15番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。11番について事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は、資材置場です。申請者は令和2年に申請地を購入しましたが、その後体調を壊し、家族も他業種の仕事をしていることから農業に手を付けられず、申請地の維持管理が困難になってきました。このたび資材置場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。

借受法人は川崎市宮前区に主たる事務所を構える事業者です。現在、東山田町で270㎡の事業地を借地していますが、面積が狭く資材を5または6段に積み重ね保管している状態であり、資材に登り積み下ろし作業をすることに危険性が伴うため、900㎡を超える土地を探していたとのことです。農地区分は第2種農地、市街化区域500m以内、10ha未満です。900㎡を超える土地で都筑インターチェンジから車で8分以内で且つ住宅密集地以外の土地を探していたところ、条件に合う唯一の土地が申請地でした。

雨水は場内を砕石敷きとし自然浸透させます。南側に設ける出入口部分以外の周囲はすべて地上50cmの万能鋼板を新設し、出入口部分はアスファルト敷きをすることで、隣接地への砕石の流出を防ぎます。

車両出入口側にある道路側溝の蓋を厚さ 10cm のものに変更することを都筑土木事務所に打合せされています。

申請地については、8月15日に任期期間中であった前吉野地区担当委員と立会いをしております。

議長

11番について地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。

金子推進委員

転用について問題ありません。

議長

11番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、11番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(举手)

議長

賛成多数と認め、11番は許可相当とし市に進達します。 続いて、12番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は複数の農地の維持管理が難しくなってきており経営の縮小を考えていました。そこに借受法人から賃借の申し入れがあったため転用するものです。借受法人は東海道新幹線の改修工事を行う建設会社です。東海道新幹線の改修が今年度から2035年までがピークとなっており、申請地以外の場所も含め新たな資材置場を探していました。新たな資材置場の要件は資材の運び込みのため港北インター、都筑インターから近く、また新横浜駅へ資材の運び込みがしやすい立地であり、トラックが出入りできる前面道路に面する土地でした。今回の申請地はそういった要件を満たしていたため申請に至りました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上水道、下水道の管があり、500メートル以内に川向町公園、川向しものや公園があります。

申請地の周囲北、西、南側は土留め鋼板を新設します。北側水路に向かって法面で落ちているので鋼板を二段で設置することでより強固に土砂流出を防ぎます。全面砕石敷きとし雨水は自然浸透とします。入口はスロープを作成しトラックがバックで進入できるようにします。申請者に所有農地に違反はありません。

現地は、地区担当の石井委員に確認いただいております。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

12番について、石井委員の意見はいかがですか。

石井委員

問題ないと考えます。

議長

12番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、12番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、12番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。13番について事務局から説明してください。

事務局

譲受法人は、港北区に本店を置き、建築業を営む法人です。近年受注が増加しており、近隣で新たな事業所が必要だったため、申請に至りました。

申請地は既存の資材置き場に隣接しており、駅やインターチェンジからのアクセス

も良く、周辺の環境状況や必要面積等の条件を満たすことができるため、選ばれました。立地基準は、第3種農地です。申請地は500m以内に菅田中、織茂公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。被害防除についてです。周囲は既存土留めを活用し、土砂流出を防止します。敷地内は全面砂利舗装とし、雨水は浸透桝を設置し敷地内処理とします。所有農地に違反転用はありません。雨水浸透阻害行為については、道路局河川管理課へ調整済み。前面ガードレールは神奈川土木事務所へ自費工事として調整済みです。許可相当として市へ進達したいと考えます。

議長

13番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員

特段問題ありません。

議長

13番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、13番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長

賛成多数と認め、13番は許可相当とし市に進達します。 続いて、14番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は都内及び神奈川県内を中心に土木工事業を営んでいる法人です。業績が伸びていますが既存の資材置場が手狭で資材が積みあがった状態となっており、安全上の観点から新たな資材置場が必要となっています。横浜市や川崎市での業務が多く、この近隣で資材置場を探していたところ申請地を賃借できることとなったため申請するものです。

立地基準は第3農地です。500m以内に鉄小学校、桐蔭学園小学校があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。

被害防除について、雨水は自然浸透及び柵渠に放流します。隣接農地は勾配的に被害は及ばず、通作路も確保されています。

所有農地に違反転用はありません。また、他法令の調整はありません。 以上により、許可相当として市へ進達したいと考えます。

議長

14番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員

申請者は既に農業に従事しておりませんが現地は常に草刈をされていました。転用について問題ありません。

議長

14番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、14番について許可相当として横浜市へ進達することに賛成の方

は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、14番は許可相当とし市に進達します。 続いて、15番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は現在西谷町の賃貸住宅に家族で暮らしていますが、今後、家族が増えることなどを考慮すると現在の住居では手狭なため、自己住宅を建築するものです。申請地は本家からも近く、両親の介護等が必要になった場合にも都合がよく、他に建築可能な土地もないため選定されました。立地基準は第3種農地です。500m以内に猪子山第一公園と猪子山第二公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。

敷地内は土または砂利敷きで雨水は自然浸透とし、住宅の雨水及び汚水は、敷地内で集積して前面道路の公共下水管に接続し、排水します。

道路沿い及び北側宅地との境界は、既存の間地ブロック及び擁壁等をそのまま利用 し、それ以外の外周はコンクリートブロック及びメッシュフェンスを新設します。

申請者の所有農地に違反はありません。建築許可申請は、6月22日に建築局調整区域課で受付済みです。

以上、計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ 進達したいと考えております。

議長

15番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員

現地を確認してきました。問題ありません。

議長

15番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、15番について許可相当として横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、15番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。27番から29番について事務局から説明してください。

事務局

27番について、立地基準は第2種農地です。16年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

28番について、立地基準は第2種農地です。15年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

29番について、立地基準は第2種農地(市街化500m以内、10ha未満)です。10年

以上前から駐車場として使用されており、雑種地課税されていることを土地課税台帳 登録事項証明により確認しました。

議長

27番から29番について、委員の意見、質問等はありますか。

坂田委員

毎年農地パトロールを実施していて思うことですが、資材置場になっていたり、耕作できず荒地になっている田畑が多いと感じます。その場合、何か法律で対処できないだろうかと思っています。農業委員会として市と共に協力しながら、何かできることを考えていく必要があると、新しく委員になった方々にも理解してほしい。

事務長

農業委員会の日ごろの活動の中で考えてくれていることを各委員の方々にも意識づけをしていただいたと思います。ありがとうございます。

議長

他に意見・質問等はありますか。他に意見、質問はありますか。

無いようですので、27番から29番については承認し証明交付することに賛成の方は 挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長

賛成多数のため、27番から29番つきまして証明交付とします。

続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。15番について事務局から説明してください。

事務局

令和4年12月13日に相続が発生し、息子が当該地を相続することとなりました。 申請地は全て調整区域の農地で、一筆を除き農用地となっています。

相続人は露地野菜を耕作しております。看板3本の合計0.60㎡を、適用面積から除外しております。申請地の状況については、地区担当の平本委員に確認を行っていただきました。農地は良好に管理、耕作されていることを確認し、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長

15番について、平本委員の意見はいかがですか。

平本委員

耕作をされている方です。全く問題ありません。

議長

15番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、15番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、15番は証明交付とします。

続いて、16番について事務局から説明してください。

事務局

相続人は露地野菜を中心にすべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業 経営を行うことを確認済です。「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につ きまして、妥当であると考えます。

根本推進委員

16番について、杉﨑委員の意見はいかがですか。

杉﨑委員

事務局

私も良く知っている方です。問題はありません。

事務局

16番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

坂田委員

適用面積から除外の面積が、かなり大きいように思いますが理由は何ですか。

事務局

米を保存・加工する農業用倉庫兼作業所があり、その部分を除外しています。

小池委員

今後は除外物で大きなものは写真に写して説明するのがいいと思います。また、除 外するものの中で、看板などは、転用が必要であれば違反ということになりますか。

事務局

除外物については、説明が必要なものはスライドにも入れるようにします。看板については、基礎のしっかりしているものは農地法違反であると考えています。

小池委員

わかりました。

議長

他に意見・質問はありますか。

無いようですので、16番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、16番は証明交付とします。

続いて、17番について事務局から説明してください。

事務局

相続人は花卉、主にシクラメンを中心に良好に耕作しております。今後も引き続き 農業経営を行うことを確認しております。「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」 の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長

17番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進委員

問題ありません。

議長

17番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、17番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願い します。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、17番は証明交付とします。

続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。6番について事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきまして、8月7日に地区担当委員の小川名委員と地権者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜や果樹を中心に適正に管理されていることを確認しております。保土ケ谷税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えます。

議長

6番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。

小川名委員

現地を確認しましたが、問題ありません。

坂田委員

除外物は何ですか

事務局

剪定枝の置場と、家族が耕作している部分です。20年前に納税猶予の適用を受けた際に、除外しています。

事務局

6番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、6番は適正に利用されていることを保土ケ谷税務署に報告します。

坂田委員

除外するもの、除外している物は何か、今後は説明をお願いしたいと思います。

事務局

了解

根本推進委員

毎年、神奈川県を通じて上げている税制改正要望の中で、納税猶予の除外物については、規制を緩和させるよう要望をしているところだが、その要望はどのようなものかを説明しないと、8月から新委員になった方はわからないかも知れません。

議長

続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。7番について事務局から説明してください。

事務局

令和5年3月15日に所有者が死亡し、今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項第2条第1項の農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するものに合致しています。

議長

7番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進委員

問題ありません。

議長

7番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、7番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(举手)

議長

賛成多数と認め、7番は証明発行と決定します。

続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。19番について事務局から説明してください。

事務局

本件については、生産緑地指定から30年経過による買取申出です。買取希望がある場合は、9月5日(火)を期限として、事務局までご連絡ください。

議長

19番について、あっせんに協力します。

以上で第2回総会審議事項の審議を終了します。

続いて、報告事項第1号から第8号について、野路職務代理お願いします。

職務代理

報告事項について、事務局から説明をしてください。

事務局

報告事項第1号から第8号まで一括で報告。

職務代理

第1号から第8号について質問等はありますか。 無いようですので、報告事項を了承とします。 これをもちまして第2回総会を終了します。

(閉会 16時30分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和5年 月 日

議長

署名人

署名人

令和5年8月25日開催 第2回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	飯 田 清		出席	議事録署名人
4	加藤義晴		出席	
5	小 島 重 信		出席	
6	平本武夫		出席	
7	坂 田 清 一		出席	
8	白 井 秀 幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小 池 誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉 崎 精 一		出席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石 井 芳 明		出席	
19	守 谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯嶌啓吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	出席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村 岡 鐘		出席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		欠席	
13	金子晴男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		出席	
16	齋 藤 春 美		出席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森 正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名:なし